

# 令和3年度 第3回

## 焼津市国民健康保険運営協議会

### 会 議 録

日時 令和4年2月4日(金)

午後1時30分～午後2時20分

場所 会議室7A

令和3年度 第3回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

1 次第

(1) 開会

(2) 議事

報告事項 令和4年度 焼津市国民健康保険事業計画(案)について(資料配布のみ)

協議事項 焼津市国民健康保険税の算定方式の変更(資産割廃止)について

(3) 閉会

2 出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、大石隆博、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

石川英也

公益代表

村松悌三朗、山本剛生、岡本康夫、石神とみ子

被用者保険等代表

大木富夫、玉川茂

3 事務局出席者

石原健康福祉部長、橋ヶ谷次長

嶋国保年金課長、加藤給付担当係長、望月保険担当係長

池谷健康づくり課長、小池納税促進課長

嶋課長

定刻となりましたので、ただ今から、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の嶋です。よろしくお願いいたします。

開会にあたり、石原健康福祉部長よりご挨拶申し上げたいところではございますが、本日は会議時間短縮を優先し、部長からの挨拶は省略とさせていただきます。

それでは、ただいまから、令和3年度第3回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

事務局

本日の出席者数は、被保険者代表4人、保険医又は保険薬剤師代表1人、公益代表4人、被用者保険等代表2人 以上合計11人です。これは焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しておりますので、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

また、本日配布いたしました追加資料2-1、2-2、2-3につきましては、会議後回収させていただきますのでご了承ください。

嶋課長

それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、ここからの進行を会長にお願いします。

議長

それでは、これより会議の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議録署名人を指名します。会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

会議録署名人は、石神とみ子委員、玉川茂委員のお二人にお願いします。

それでは、これより議事に移ります。

まず、報告事項「令和4年度焼津市国民健康保険事業計画（案）」についてですが、事前に連絡がありましたとおり、今回は事務局からの説明は省略いたします。事前に送付された資料の内容について、ご質問しておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、続いて協議事項に移ります。12月に開催されました第2回の運営協議会にて、中野市長より諮問のありました、焼津市国民健康保険税の算定方式の変更につきまして、皆様と協議してまいりたいと思っておりますが、協議にあたって事務局より資料が配布されていま

すので、まずは資料について事務局より補足説明をお願いします。

事務局 国保事業基金の状況、及びいくつかのパターンによる比較検討などを説明

議長 ありがとうございます。それでは皆様にご意見を伺いたいと思います。資産割の廃止についてご意見をお願いいたします。

岡本委員 資産割については、35市町のうち20ぐらいですか、半分以上は資産割を廃止して所得割に移行し、応能負担の考え方を変えてきているということで、焼津市についてもその方向で動くのが適当ではないかと考えるところがあります。半分以上が所得割だけで行っているという現状を考えれば、妥当かなと思います。と同時に、県の運営方針では令和9年度を目途にその方向で行きなさいということであるので、焼津市だけ頑なに（廃止しない）ということはあるかなと思いますので、私自身は賛成したいと思います。昭和30年とか今と全然違う時代に資産割を取り入れていた考え方も、資産に対する考え方は今かなり変わってきている中で、妥当ではないかなと思います。

議長 ありがとうございます。その他にございますでしょうか。

増田委員 私も岡本さんと同じで、資産割を減らして所得割でやることは賛成です。ただ、資料を見て何点かお尋ねをしたいことがあります。前の運協の議事録を読みましたら、委員さんの方から「これは令和8年度までにやるのですか。」と質問したところ、「令和9年度までに完了すればいい。」と答えていました。今年度の議会はもうすぐ始まると思いますので、これをあげる（改正案を上程する）のは無理だと思いますが、そうすると令和5年度以降になると思うので、5年度から数えると5、6、7、8、9年となると思います。期間というのをどれぐらいで考えているか教えてください。

それともう一点、基金は昔は給付費の100分の20までという説明でしたが、これをそのまま今で考えると18億円ぐらい必要ということになると思います。県の納付金のために基金はどのぐらいが適当と考えたらよいでしょうか。というのも、資料でいくつかの試算をしていますが、仮に基金を入れる場合に、それによって入れられる基金の額が決まってくるかと思っています。わかる範囲でけっこうですのでお願いします。

事務局 ご質問ありがとうございます。まず期間をどのぐらいで考えているかというご質問ですが、県の運営方針では令和9年度を目標にということから、8年度までには終わってほしいと考えています。いつから開始できるかということもあるのですが、資料は3年や4年で検討したものを出させていただきました。いつから始められるかによってそのあたりも少し変わってくるかと

と思いますが、運営方針に沿ってやっていきたいと考えております。

それから基金の目安ということですが、これはこちらも今検討しているところでございます。委員からお話がありましたように、制度改正前ですと18億ぐらいの基金を持っている必要があるということで、これは医療給付費をまかなうための目安だったわけです。それが制度改正によって納付金を納めるということに変わってきています。納付金の額は令和3年度で37億円ぐらいです。仮にその20%というふうに考えると、7億から8億円というように計算上は出てきますけれども、どれぐらいにしていってよいかというのはもう少し検討の余地があるかと考えております。

増田委員

今の話で、令和5年度ぐらいから4年間ということだと、8年度で完了という考えのようですが、長い期間でやった方がショックも少ないと思いますので、極端な話、9年度に完成となっても何ら問題ないですよ。そのあたりはどうですか。8年度中に終わると9年度中に終わるのでは1年の違いがあるわけです。9年度に（資産割が）ゼロになっていけばよいのですよね。

事務局

そうですね。9年度にゼロになっていけばよいです。

増田委員

わかりました。なるべく早くやって、緩和して少しずつ増えていった方が一般の方にはよろしいかなと思いましたので言いました。

事務局

ありがとうございます。9年度には資産割を賦課していない状態になっている必要があります。他市を見ると、一度に全部やってしまうところもあれば、段階的に行っているところもありますけれども、運営方針としては令和9年度には統一して資産割がなくなっている状態にしたい、ということになっております。

議長

ありがとうございました。今お二人の委員から、資産割については廃止の方向でというご意見がございました。その意見の中でも資産割廃止による減収分については所得割に転嫁するというお話もございました。考え方について何かご意見ございますでしょうか。

岡本委員

考え方として、3年にするのか、4年にするのかという案が事務局から示され、その中でも基金を入れるのか入れないのか、ということがないと説明を受けました。

基金を入れるか入れないかは、最終的には税を負担する納税者の方がどれぐらい増額したとしても耐えられる負担額なのか、ということをお勘案したうえで、緩和してなるべくなだらかにした方がよいのか、それとも税の回収を考える上では前倒しした方がよいのか、といったようなことについて事務局

も考え方をめぐらせているのではないかと思います。

年金をもらっている我々としては、少しでも緩和された、なだらかな税負担を望みますが、3年にするのか4年にするのか、来年度中にぜひ検討していただいて、とは言っても県の方では9年度にはやりなさいと言っていますが、令和5年度以降早い時期に行っていただきたいと思います。

議長 所得割に転嫁することと、令和5年度以降、早い時期にというご意見がございました。

玉川委員 先ほどの増田委員のご質問に対する事務局の回答と重複してしまうかもしれませんが、仮に基金を使った場合、例えば案の6のシミュレーションで、10億8200万円ほどの基金残高からどれぐらいの金額を投入することができるかということについて検討されているということですか。

そのあたりのシミュレーションで、いくら基金が目減りするの試算が出ていないということでしょうか。

事務局 そうですね、どのぐらい活用できるかどうかということころがもう少し検討を進めたいと思っております。シミュレーションは何案か行っているものの、まだお示しできる状況になっていなくて申し訳ございませんが、追加資料に書いたとおり、税率をいくらかマイナスしてその部分に基金を使えないかということも今後、シミュレーションして検討を進めていきたいと思っております。今回はこういった使い方もあるということで一例として出したものですが、こういったやり方でよいかということも含めて検討しているということです。

玉川委員 基金残高が枯渇するようなかたちでの試算にはならないということですね。

事務局 はい、そうです。被保険者が減少していて税収が下がってくる、一方で一人当たり医療費は上がってきている、という中で、県には納付金を納めなければなりません。納付金は今のところ激変緩和措置がとられておりますが、激変緩和措置の財源のうちいくつかは確実になくなることが決まっています。それが今後、国から他のかたちでもらえるものなのか、そのあたりがはっきりしていないところがあり、基金を全部使い切ってしまうということとはとてもできない状況でありますので、困らないように考えていきたいと思っております。

議長 いつから、そして段階的ということも含め、負担をできるだけ少なくするために基金を活用するという意見も出ていますけれども、このあたりについてはご意見いかがでしょうか。

大石(隆)委員 今、岡本委員や増田委員が発言されたとおり、私も同じです。改定については時代に合った考え方だと思います。

県の運営方針にも沿っていて、全部ではないかもしれませんが近隣市町とも足並みを揃えるということは大事なことだと思いますので、考え方は賛成です。

どんなふうやっていくかは、たくさん案があると迷ってしまいますが、何にしましても決められた期間の中で負担感を一番感じないやり方をしているだけのこといいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。資産割の廃止をすべきかまず決めて、時期ですとか段階的に行うとか基金の活用とかについてはこれから検討しながら進めていくことになっていくのかなと思います。

他に意見はございますでしょうか。

齋藤委員 みなさんと同じように資産割を廃止することについては理解できます。といいますのも、田んぼや広い宅地を持っていたりしますと、かなりの額の資産割に影響してくるものですから、そういうものがなくなるのはいいと思います。ですけれども、所得割にそれが転嫁されて税自体が増えるというの嫌だし、どうしたらいいかということもありますが、どうしても所得割が年間で増える人もいますから、急激な負担にならないようにというところを検討していただきたいと思います。決められた期間がありますけれどもお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか

事務局 みなさまご意見ありがとうございます。資産割の廃止ですとか、それを所得割に転嫁することについては、おおむね賛成のご意見を頂戴しているのかなと思っております。

基金の活用については、先ほどの玉川委員からのご質問に我々も詳しく説明できていない状況でございます、一番いいのは基金をこれぐらい持っていれば大丈夫なので、とお示しできればみなさんのご検討もしやすいのかなと思いますけれども、先ほどご説明したとおり、様々な今後の不透明な状況を検証しきれていないものですから、基金のあるべき水準というところまでは本日お話できない状況でございます。

そうは言いましても、一定の基金を持っていることは間違いないですし、今後ある程度の基金を持っていることもやはり必要かなと思っております。そういった不確実な条件の中でご検討をお願いしているのは申し訳ないのですけれども、基金状況を踏まえ、今回の制度改正の中で基金を活用するということの是非について皆さんからもう少しご意見を頂戴いただければ非常に

ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 今の件についてご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

大石(隆)委員 基金を使うのか、どのぐらい使うかというのは非常に難しい話ですが、基金は「健全な運営をはかるため」ということですので、健全な運営をはかれるぐらいの範囲で基金を使ってほしいと思います。

使った方がなだらかになるということであるなら、ゆるやかにいくということを考えれば、基金は使った方がよいのかなと思います。

岡本委員 基金の考え方ですが、基金というのは、我々が家庭において生活を送っていくうえで、どれぐらいの貯金があれば確かであるかという考えと同じだと私は思います。生活の中で、特別な事情があれば出し、入ってくる収入の中でやっていけるのであれば出す必要もありません。

国保という事業の中で、基金は何のために使うのかという基本的な考え方があると思います。特殊な要因があるから基金を取り崩すという考え方をふまえ、国保の健全な財政が運営できるよう、基金を毎年取り崩してやっていくのかどうかということを、事業者として考えてやっていただければと思います。

議長 他によろしいでしょうか。

他にないようですので、ここで資産割を廃止することについて賛否を取りたいと思います。資産割を廃止することについて賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手総数)

ありがとうございます。挙手総員ですので、資産割は廃止すべきとして、答申させていただきたいと思います。

またその他のご意見としまして、廃止した資産割の減収分について、所得割に転嫁するということが、令和4年度に具体的に検討して、できるだけ早い時期から開始する、また段階的に廃止するということが急激な増とならないよう緩和策を講じていく、また基金の活用を視野に入れて緩和策を検討する、そういった内容を記載したいと思います。よろしいでしょうか。

本来であれば、ここで時間をいただいて答申書を取りまとめて委員の皆様にご確認いただくところがございますけれども、時間の都合もございますので、答申書の作成については、私に一任させていただきたいと思います。

資産割廃止につきましては、県の運営方針に示されていることもあり、や



むを得ないことと思っております。

国保運営においては、引き続き収納率の向上と滞納対策の一層の強化、また、長期的視野から市民の健康増進に力を注ぎ医療費の抑制につなげ、被保険者の負担を極力抑える努力を行っていただきたいと思っております。

答申の流れについて事務局より説明をお願いします。

事務局

運営協議会で審議していただきました今回の内容につきまして、この後答申としてまとめまして、会長から市長へ答申書をお渡しいただくこととなります。答申書の引き渡しは3月頃になるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き渡し当日は可能な限り委員の皆様にも参加のご案内ができたかと考えております。引き渡し当日に出席できなかった委員の皆様には、後日事務局より答申書の写しを送付させていただく予定です。以上となります。

議長

以上で本日の全ての議事が終了となります。

これにて、令和3年度第3回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

<閉会>